

J R 芸備線利用促進事業補助要領

(趣旨)

第1条 J R 芸備線の利用促進及び地域の活性化のため、5人以上のグループで芸備線を有料で利用した場合の乗車料金について、予算の範囲内でこれを補助する。

これにより、従来貸し切りバス等、その他の交通媒体を利用し旅行していた者に対し、J R 芸備線の利用を促すことを目的とする。

(補助申請)

第2条 補助を受けようとする場合は、事前に補助申請書及び次に掲げる書類を事務局に提出し、補助決定を受けるものとする。

- (1) 補助申請書(様式1)
- (2) 事業計画書等、参考となる資料
- (3) その他、会長が必要と認めるもの

(補助金額の算定)

第3条 補助金の額は、J R 芸備線の乗車料金の半額を交付するものとする。

(補助金の交付)

第4条 補助金の交付は事業実施後、次に掲げる書類等の提出に基づき行う。

- (1) 事業実績報告書(様式2)
- (2) 事業実施が確認できるもの(写真等)
- (3) J R 等発行の支払い済み証明(領収書等)
- (4) 請求書
- (5) その他、会長が必要と認めるもの

2 事業実績報告書等の提出を受けたのち、決定通知を行い、補助金の交付を行う。

3 補助金の交付は同一団体につき年度内1回を限度とする。

(適用除外)

第5条 次の事項に該当する場合は、補助対象外とする。

- (1) 通勤・通学または、これに類似するもの
- (2) その他、本補助要領の目的の達成に該当しないと会長が判断するもの

(その他)

第6条 その他、必要がある場合は、会長がこれを決定する。

附 則

この要領は、平成20年7月17日から施行する。

この要領は、平成25年7月25日から施行する。

この要領は、平成29年5月16日から施行する。

この要領は、令和8年4月1日から施行する。